

大阪市性の多様性尊重大賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、LGBTなどの性的マイノリティが直面している課題等の解消に向けた普及啓発・実践活動等に積極的に取り組み、著しい効果をあげ、特にその功績が顕著であると認められる者を市長が表彰し、広く市民に周知することにより、誰もが生きやすい社会の実現に向けた取組を促進し、性の多様性を尊重し、LGBTなどの性的マイノリティが直面している課題等の解消、あるいは広くSOGI差別解消に資することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 大阪市内を主たる活動の場とし、LGBTなどの性的マイノリティが直面している課題等の解消に向けた普及啓発・実践活動等に積極的に取り組み、著しい効果をあげ、特にその功績が顕著であると認められる個人、団体、学校及び事業者とする。

(賞の名称等)

第3条 表彰は1年に1回とし、賞の名称は、大阪市性の多様性尊重大賞とする。

2 賞の詳細については、第7条に定める選考会の意見を参考にして、別途、市民局理事が定める。

(欠格条項)

第4条 表彰を受けるべきものが、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 同一事由により既に受賞しているとき
- (2) 他人もしくは他団体等の無体財産権を侵害するもの
- (3) その他市民局理事が不適当であると認めたもの

(募集の方法)

第5条 募集の方法については、別途、市民局理事が定める。

(受賞者の選考及び決定)

第6条 受賞者の決定は、外部の有識者からなる「大阪市性の多様性尊重大賞」選考会（以下「選考会」という。）の意見をふまえ、市長が行う。

(選考会)

第7条 選考会は、性的マイノリティにかかる人権課題について豊富な知識と高い見識

を有する者 3 名以上の選考会委員をもって開催する。

- 2 選考会に座長をおき、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 座長は選考会の議事を進行する。
- 4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が座長の職務を代行する。
- 5 選考会は非公開で行う。
- 6 選考会委員の任期は、1年間を超えない期間とする。
- 7 選考会委員は任期及びその任期の満了後において、選考会で知り得た情報について守秘義務を負う。
- 8 選考基準は、別途、市民局理事が定める。

(庶務)

第8条 選考の実施にかかる庶務は、大阪市人権啓発・相談センターが担う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は、別途、市民局理事が定める。ただし、実施における細目については、大阪市人権啓発・相談センター所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月20日から施行する。
- 2 「大阪市性の多様性尊重大賞選考会」開催要領（令和2年3月26日市民局理事決裁）を廃止する。